社会福祉法人白寿会定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

１　第一種社会福祉事業

一　特別養護老人ホームの経営

２　第二種社会福祉事業

一　老人短期入所事業の経営

二　障害福祉サービス事業の経営

三　老人介護支援センターの経営

四　老人デイサービスセンターの経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人白寿会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を岐阜県不破郡垂井町岩手４５３８番地に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員

会において行う。

２　評議員の選任・解任委員会は、監事１名、職員１名、外部委員２名の合計４名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適正と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期満了の前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、１人あたりの各年度の総額が１００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　理事及び監事並びに評議員対する報酬等の支給水準

(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分

(8)　社会福祉充実計画の承認

(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１３条　評議員会に議長を置き、議長は、その都度選任する。

（決議）

第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１７条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第１５条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第１６条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名者２名が、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１７条　この法人には、次の役員を置く。

(1)　理事　　６名以上９名以内

(2)　監事　　２名

２　理事のうち１人を理事長とする。

（役員の選任）

第１８条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２１条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了の時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２２条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

（役員の報酬等）

第２３条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別

に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第２４条　理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２０第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第２５条　理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金２０，０００円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第４５条の２０第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項第２号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職員）

第２６条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）

第２７条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２８条　理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長の選定及び解職

（招集）

第２９条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第３０条　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（決議）
第３１条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）
第３２条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
２　前項の規定は、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 98 条第 2 項の規定よる業務の執行状況に関する理事長の報告については、適用しない。

（議事録）
第３３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）
第３４条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産、公益事業用財産の３種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
(1)　預金　　1,000,000 円
(2)　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５３８番地・４５４３番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺 2 階建
特別養護老人ホームいぶき苑　苑舎 1 棟
(2,824.09 平方メートル)
(3)　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５３８番地・４５４３番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
特別養護老人ホームいぶき苑　機械室・霊安室　1 棟
(84.05 平方メートル)

(4)　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５３８番地・４５４３番地１所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建　車庫・倉庫

（166.72 平方メートル）

(5)　岐阜県不破郡垂井町府中字野庵１９４７番地１、不破郡垂井町岩手字灯明４５４９番地・４５５０番地１、不破郡垂井町岩手字小川原２１８７番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根６階建特別養護老人ホームいぶき苑別館　苑舎　１棟

（1 階　1294.30 平方メートル、2 階～5 階　各 851.58 平方メートル、6 階　112.22 平方メートル）

(6)　特別養護老人ホームいぶき苑

イ　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５３８番所在の敷地

（5,000.52 平方メートル）

ロ　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５４３番１所在の敷地

（1,520.18 平方メートル）

ハ　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５５５番１所在の敷地

（379.88 平方メートル）

ニ　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５４４番所在の敷地

（55 平方メートル）

ホ　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５０６番所在の敷地

（580 平方メートル）

ヘ　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５０８番所在の敷地

（278 平方メートル）

ト　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５０７番所在の敷地

（300 平方メートル）

(7)　特別養護老人ホームいぶき苑別館

イ　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５５０番１所在の敷地

（918.93 平方メートル）

ロ　岐阜県不破郡垂井町岩手字灯明４５４９番所在の敷地

（62.00 平方メートル）

ハ　岐阜県不破郡垂井町岩手字小川原２１８７番所在の敷地

（694.21 平方メートル）

ニ　岐阜県不破郡垂井町府中字野庵１９４７番１所在の敷地

（1,104.78 平方メートル）

ホ　岐阜県不破郡垂井町府中字野庵１９４７番４所在の敷地

（705 平方メートル）

３　その他の財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第４２条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、すみやかに第２項に掲げるため必要な手続きをとらなけ

ればならない。

（基本財産の処分）

第３５条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岐阜県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岐阜県知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３６条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第３７条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３８条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び６号の書類については、定時評議員

会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３９条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第４０条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第４１条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）

第４２条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の公益事業を行う。

(1)　公益事業

イ　居宅介護支援事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　解散

（解散）

第４３条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号および第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４４条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得
て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第４５条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岐阜県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法とその他

（公告の方法）

第４６条　この法人の公告は、社会福祉法人白寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４７条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選出を行うものとする。

理事長	浅野元康
理事	浅野元脩
〃	土屋　斉
〃	立川道男
〃	高木賢一
〃	高井昌一
〃	安田金一
〃	富田正二
監事	山口助左衛門
〃	水野省巳

この定款は、昭和５５年９月３０日から施行する。

この定款は、昭和６０年３月１４日から施行する。

この定款は、平成３年３月３０日から施行する。

この定款は、平成６年６月２１日から施行する。

この定款は、平成９年１０月１日から施行する。

この定款は、平成１０年５月１９日から施行する。

この定款は、平成１１年８月１１日から施行する。

この定款は、平成１２年５月２６日から施行する。

この定款は、平成１４年１０月３１日から施行する。ただし、第４条第１項第１号の改正規定は、平成１４年１１月１８日から施行する。

この定款は、平成１５年３月３１日から施行する。

この定款は、平成１７年６月１６日から施行する。

この定款は、平成１８年５月２９日から施行する。

この定款は、平成１８年１１月２７日から施行する。

この定款は、平成１９年７月３日から施行する。

この定款は、平成２０年１２月１２日から施行する。

附　則

平成２３年１月２４日現在役員の者の任期は、第10条第１項の規定にかかわらず、平成２３年１１月１７日までを任期とする。

この定款は、平成２３年３月１７日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この定款は、平成２３年９月２６日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この定款は、平成２４年５月２８日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この定款は、平成２５年８月１２日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この定款は、平成２６年３月１１日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この定款は、平成２６年９月３０日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この定款は、平成２７年３月３０日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この定款は、平成２９年４月１日から施行する。